

2017年12月1日

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
SBI FXトレード株式会社  
代表取締役社長 高橋 直也

FXクリアリング信託株式会社  
代表取締役社長 星 典彰

## FX業界初となる即時信託保全サービスの提供開始のお知らせ

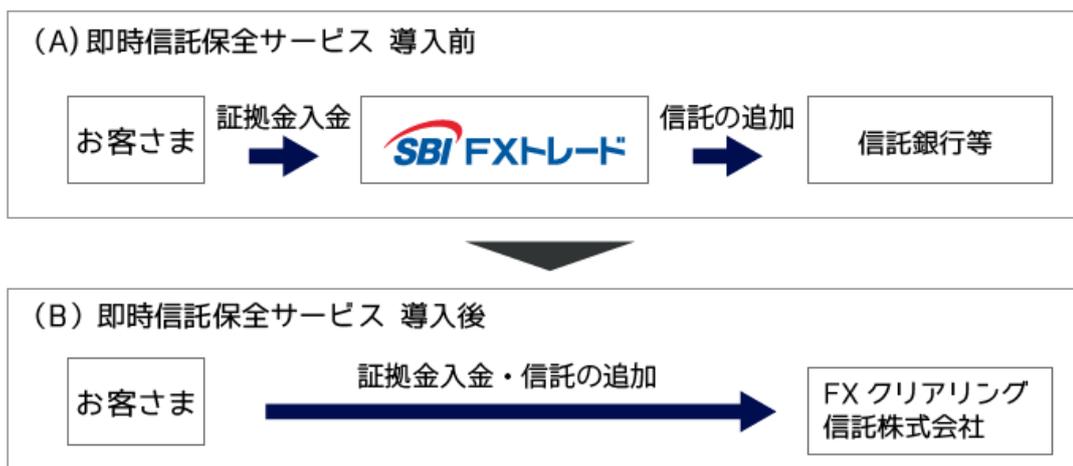
SBI FXトレード株式会社（URL：<https://www.sbifxt.co.jp/>、本社：東京都港区、代表取締役社長：高橋直也、以下「当社」という）及びFXクリアリング信託株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：星 典彰、以下「FXクリアリング信託」という）は、2017年12月11日（月）より、SBI FXトレードの、外国為替証拠金取引（以下、「FX取引」）をご利用されるお客さま向けに、お客さまからお預かりした証拠金の区分管理信託について、FX業界で初めてとなる即時信託保全サービスの提供を開始する予定となりましたので、お知らせいたします。

### 記

今回導入する即時信託保全サービスでは、お客さまが入金された証拠金がSBI FXトレードの信託先であるFXクリアリング信託の管理口座で即時に信託保全が行われます。これによって、従来の信託保全の仕組みにおける入金から信託保全完了までにかかる期間（法令上は3営業日以内）を解消することができ、お客さまに、より安全・安心な取引インフラをご利用いただくことが可能となります。

SBI FXトレード及びFXクリアリング信託（以下、「両社」）では、このたびの即時信託保全サービスをFX会社の信用リスクの削減に向けた取り組みの一環として位置付け、更なる頑健なFX市場のインフラの実現を目指してまいります。

今後とも両社は、SBIグループの基本方針である顧客中心主義に基づき、FX市場に参加されるお客さまに、より安全・安心な取引環境の整備・サービス提供に努めてまいります。



※通信エラー、名義相違等が発生した場合は、即時信託保全サービスの対象外となります。

以 上

<金融商品取引法等に係る表示>

商号等 SBI FX トレード株式会社（金融商品取引業者）

登録番号 関東財務局長（金商）第 2635 号

加入協会 一般社団法人 金融先物取引業協会（会員番号 1588）

商号等 FX クリアリング信託株式会社

登録番号関東財務局長（信）第 12 号

<手数料等及びリスク情報について>

- ・ 原則、口座開設・維持費および取引手数料は無料です。ただし、当社が提供するその他の付随サービスをご利用いただく場合は、この限りではありません。
- ・ 本取引は元本及び利益が保証されるものではありません。
- ・ 本取引は、取引金額（約定代金）に対して少額の取引必要証拠金をもとに取引を行うため、取引必要証拠金に比べ多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・ 本取引は、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつその損失の額が預託した証拠金の額を上回ることがあります。
- ・ スワップポイントは金利情勢の変化等により変動しますので、将来にわたり保証されるものではありません。
- ・ 取引レートは 2Way 方式で買値と売値は同じでなく差があります。
- ・ 取引は 1 通貨単位からです。
- ・ 本取引にあたって必要な証拠金の額は提供するサービス及び取引通貨ごとに異なり、取引価格に応じた取引額に対して一定の証拠金率（「SBI FXTRADE」個人のお客さま：4%（レバレッジ 25 倍）、法人のお客さま：一般社団法人金融先物取引業協会が毎週発表する通貨ペアごとの為替リスク想定比率\*（通貨ペアごとにそれぞれレバレッジが異なります））の証拠金が必要となります。

\*為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 27 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出します。

- お取引を始めるに際しては、「契約締結前交付書面」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただき、ご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。
- 

本プレスリリースに関するお問い合わせ先  
SBI FX トレード株式会社 WEB マーケティング部 03-6229-0915